

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団 令和4年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 5 年 10 月 16 日
提 出 日	令和 6 年 5 月 2 日
担 当	一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団（266-1377）

指 摘 事 項	措 置 状 況
(団体関係) (1) 適正な現金の取扱いについて 令和4年度公園管理業務及び使用料収納事務業務委託の公園管理業務及び使用料収納事務業務委託共通仕様書の10は、収納した使用料は、金融機関等の翌営業日までに所定の納付書により岐阜市会計管理者あてに納付する旨規定している。 しかしながら、令和5年3月12日分の駐車場使用料について、精算機から回収した駐車場使用料と比較して10円多く岐阜市会計管理者へ納付していた。 今後は、適正な現金の取扱いに努められたい。	誤納付の発覚後、駐車場担当者及び総務課員の2人以上で精算機から出力される日報と精算機から回収した駐車場使用料の確認を徹底した。なお、令和5年6月以降は岐阜公園大宮町駐車場の管理は行っていない。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	岐阜市防犯協会 令和5年度分（必要に応じて令和4年度分）事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 5 年 10 月 16 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 26 日
担 当	市民生活部地域安全推進課(TEL 058-214-4963)

指 摘 事 項	措 置 状 況
(団体関係) (1) 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市防犯協会事務処理細則第5条第1項は、物品の購入については、原則競争入札とし、1件の金額が30万円未満の場合は随意契約とすることを規定している。また、同条第2項は、随意契約するときは業者選定の理由を記載した資料及び見積書を添付して、発注前に会長の決裁を受けることとすることを規定している。 しかし、新一年生用鉛筆352,550円の購入について、30万円以上のため競争入札すべきところ、随意契約していた。 さらに、この随意契約において、発注前に会長へ電話連絡し、口頭による承認を受けていたのみであり、決裁等書面による手続は行われていなかった。また、会長の決裁は、支出する際の支出金調書まで受けておらず、その決裁に随意契約すること及び業者選定の理由を記載した資料は添付されていなかった。 なお、購入することについて、発注前に幹事である岐阜中警察署生活安全課長の決裁は受けていたが、その決裁にも随意契約すること及び業者選定の理由を記載した資料は添付されていなかった。 今後は、岐阜市防犯協会事務処理細則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	「岐阜市防犯協会事務処理細則」の改正（1件の金額が30万円未満の場合のみでなく、契約の性質や目的が競争入札に適さない場合なども随意契約によることができるとした。）について助言し、4月26日に開催の役員会で承認されたと報告を受けている。また今後は岐阜市防犯協会事務処理細則を遵守し、契約を行う際は、業者選定の理由を記載した資料及び入札書又は見積書を添付し会長の決裁を受け、適切に事務を行っていくとの報告を受けている。